

○財務省告示第百五十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年四月十三日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年五月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第八十二回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入





場特別参  
加者・第  
I 非価格  
競争入札  
発行利率  
の経過子  
払過利率  
込み子

(一) 年  
○・九パーセント  
は、募入決定の通知を受け、  
は、払込金額に追加した金額を  
式により算出した金額を第  
十号に規定する期日に払い  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{24}{365}$$

初期利子

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるも  
のについては、前記(一)の算  
より算出した金額から当該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
（ただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である者が  
者又は外国法人である者が非  
は、前記(一)の算式により算  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受けた金額を  
の税率を乗じた金額）を控除  
することができる。

平成二十一年九月二十日を支  
た金額を支払う。ただし、支払  
期とし、次の算式により算出し

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{総面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
十六	償還期限	を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
十七	償還金額	て、その日以前六月間に属する
十八	元利支額	利子を支払う。
十九	払込参加	平成二十六年三月二十日
二十	払込期日	日本銀行額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年四月十三日